

## 被害者保護二法及び没収・追徴を利用した被害回復制度の概要

### 第1 被害者保護二法

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年5月19日公布法律第74号，同年11月1日施行（下記2及び4は同年6月8日，同1(3)は平成13年6月1日施行））

#### 1 証人の負担の軽減

##### (1) 証人への付添い

証人の著しい不安又は緊張を緩和するため，適当な者を証人に付き添わせることができるものとする（刑訴法157条の2）。

##### (2) 証人の遮へい措置の導入

証人が被告人や傍聴人の前で証言することの精神的負担を軽減するため，証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ることができるものとする（刑訴法157条の3）。

##### (3) ビデオリンク方式の導入

証人が公開の法廷で証言することの精神的負担を軽減するため，証人を法廷以外の場所に在席させ，映像と音声により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法（ビデオリンク方式）により尋問ができるものとする（刑訴法157条の4）。

#### 2 親告罪の告訴期間の撤廃

親告罪である強姦罪等の性犯罪について，告訴期間（犯人を知った日から6か月）を撤廃すること（刑訴法235条）。

#### 3 被害者等の意見陳述

裁判所は，被害者等から申出があるときは，公判期日において，被害者等に，被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述させるものとする（刑訴法292条の2）。

#### 4 検察審査会への審査申立権者の範囲の拡大等

被害者が死亡した場合には，審査申立権をその遺族に拡大すること（検審査法2条，30条）。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に附随する措置に関する法律（平成12年5月19日公布法律第75号，同年11月1日施行）

#### 5 公判手続の傍聴

刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は，被害者等から申出があるときは，申出をした者が当該被告事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならないものとする（2条）。

## 6 公判記録の閲覧及び謄写

刑事被告事件の係属する裁判所は、被害者等から申出があるときは、正当な理由があつて相当と認める場合には、申出をした者に当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写をさせることができるものとする(3条)。

## 7 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事被告事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有するものとする(4条等)。

## 第2 没収・追徴を利用した被害回復制度

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年6月21日公布法律第86号)及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(同日公布法律第87号)により、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産等(犯罪被害財産)について、一定の場合に没収・追徴を可能とし、これを用いて当該事件の被害者等に被害回復給付金を支給することとした。